

12 税の軽減・預貯金

<h3>1. 所得税の障害者控除</h3>	
(1)対象	<p>障がい者本人に所得がある場合と障がい者を扶養している場合、所得控除があります。</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級は特別障がい者) 愛の手帳の交付を受けている方(1・2度は特別障がい者) 心神喪失の状況にある方(すべて特別障がい者) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第3項症は特別障がい者) 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方(すべて特別障がい者) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障がい者) 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方(すべて特別障がい者) 精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、福祉事務所長からかの障がいに準ずると認定された方(重度の障がいは特別障がい者)(年齢は12月31日現在)</p>
< 問合せ >	<p>荒川税務署 〒116 - 0013 荒川区西日暮里6 - 7 - 2 電話 3893 - 0151</p>
<h3>2. 住民税の障害者控除及び非課税</h3>	
(1)対象	<p>障がい者本人に所得がある場合と障がい者を扶養している場合、所得控除があります。また、障がい者本人の前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が非課税になります。</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級は特別障がい者) 愛の手帳の交付を受けている方(1・2度は特別障がい者) 心神喪失の状況にある方(すべて特別障がい者) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第3項症は特別障がい者) 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方(すべて特別障がい者) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障がい者) 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方(すべて特別障がい者) 65歳以上で福祉事務所長からかの障がいに準ずると認定された方(年齢は前年12月31日現在)</p>
< 問合せ >	<p>税務課課税係 内線 2316～2319、2321～2323</p>

3. 自動車に関する税の減免

(1)対象

心身障がい者又はその方と生計を同じくする方が自動車を所有し、主に心身障がい者の方のために使用する自動車(入院又は施設入所中の場合は減免の対象にはなりません)について減免されます。

車いすの昇降装置や固定装置などをとりつけた自動車についても、減免されません。

身体障害者手帳、愛の手帳をもつ次のいずれかに該当する方と、戦傷病者手帳を持っている方。

視覚障がい者1～3級と4級の1(116～118ページ 身体障害者障害程度等級表をご覧ください)

聴覚障がい者2・3級

平衡機能障がい者3・5級

上肢機能障がい1・2級

下肢機能障がい1～6級

体幹機能障がい1～3級と5級

心臓・じん臓・呼吸器及びぼうこう又は直腸・小腸機能障がい1・3・4級

肝臓機能障がい1～4級

免疫機能障がい1～3級

音声機能又は言語機能障がい3級(喉頭摘出に関するものに限る)

愛の手帳1～3度

精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療(精神通院)を受けている方

このほかにも該当する場合がありますので、詳しくは各窓口へお問合せください。

< 問合せ >

自動車税環境性能割

自動車の取得時に課税されます。登録(取得)の日から1か月以内に申請してください。

足立自動車税事務所 〒121-0062 足立区南花畑5-12-1

電話 3883-2543

FAX 3858-8315

自動車税種別割

自動車を所有している方に課税されます。納期限(通常は5月31日)までに申請してください。

荒川都税事務所 〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1

ステーションガーデンタワー6・7階

電話 3802-8111

FAX 3802-5404

都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10

練馬都税事務所4階

電話 3525-4066

軽自動車税(種別割) 納期限(通常は5月31日)

税務課税務係 内線 2312

4. 個人事業税の軽減

(1)対象	次のいずれかに該当する場合、事業税が減額又は非課税になります。(納期内申請) 本人又は扶養親族等が障がい者等で、前年中の合計所得金額が370万円以下の方。 視力障がい(0.06以下)で、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業を営む方。
(2)減免額	の場合、1人につき5,000円(特別障がい者は1人につき10,000円) の場合、非課税
< 問合せ >	荒川都税事務所 電話 3802-8111 FAX 3802-5404

5. 相続税の軽減

(1)対象	心身障がい者が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が減額になります。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告します。
< 問合せ >	身体障害者手帳1～6級 愛の手帳1～4度 精神障害者保健福祉手帳1～3級 ほか 荒川税務署 電話 3893-0151

6. 贈与税の軽減

(1)対象	特別障がい者等を受託者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、金銭・有価証券などの財産を信託銀行等に信託したとき、最高6,000万円まで贈与税が非課税となります。
< 問合せ >	身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1・2度 精神障害者保健福祉手帳1～3級 ほか 荒川税務署 電話 3893-0151

7. 利子等の非課税(マル優など)

< 問合せ >	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し、非課税取扱の手続きをすると、障がい者本人の郵便貯金、少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子等が非課税になります。 各金融機関、各ゆうちょ銀行
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. ニュー福祉定期貯金

< 問合せ >	障害基礎年金や、法律に基づき支給される各種手当(特別障害者手当等)の支給を受けている方に限り利用できる定期郵便貯金です。詳細はお問い合わせください。 預入期間 1年 預入限度額 1人 300万円まで ゆうちょ銀行荒川店 電話 3801-9838 各ゆうちょ銀行
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------